

## 契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）

無配当 変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）  
無配当 変額保険（V2）（死亡保障型）

2025年12月

1. 「**契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）**」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
2. 特に、**注意喚起情報**には、お客さまに不利益となるつぎの情報も記載していますので、よくご確認ください。
  - ◆保険金・年金・給付金などをお支払いできない場合
  - ◆現在のご契約の解約などを前提とするお申込みについて
3. 支払事由・制限事項の詳細などご契約の内容に関する事項や主な保険用語のご説明については「**ご契約のしおり・約款**」に記載していますのでご確認ください。

この生命保険は、投資信託などを通じ株式や債券などで運用を行う変額保険です。

まずはじめにご確認ください。

この生命保険は、投資信託などを通じ株式や債券などを主な運用対象とする特別勘定で資産運用を行い、その運用実績に基づいて積立金額、解約返戻金の額等が変動(増減)します。

そのため、お客さまにご確認いただきたい費用とリスクがあります。

商品のしくみとリスクを十分にご理解のうえ、お申込みをご検討ください。

なお、特に以下の質問項目に該当されないときには、この保険をおすすめできない場合があります。

- \*株式・債券・外貨建商品など、リスクのある金融商品に投資されたご経験はありますか。
- \*この保険は、運用成果が変動するリスクのある商品であることをご理解されていますか。
- \*保険料に充当される資金は、生活資金などに充てる予定のない余裕資金ですか。

# Web約款のご案内

## 「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」について

**「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」にはご契約にともなう大切な事項が記載されています。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。**

### 【ご契約のしおり】

ご契約に際してのお願いとお知らせ、商品の特長としくみ、諸手続きなど、ご契約内容を正確にご理解いただくための様々な事項が記載されています。

### 【約款】

ご契約についてのとりきめを詳しく記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

### 【特別勘定のしおり】

特別勘定の運用（投資対象となる投資信託、投資方針、投資リスク等）を理解いただくために作成された資料です。

## Web約款について

Web約款とは、SOMP Oひまわり生命の公式ウェブサイトにて閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」です。当社ではお客さまの利便性向上のため、Web約款をおすすめしています。

### 特徴

- ・いつでもスマートフォン、タブレット端末、パソコンで「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を閲覧いただけます。
- ・ご覧になりたいページを拡大することが可能です。
- ・冊子のように保管が不要のため、紛失の心配がありません。

### Web約款の閲覧方法

インターネットでSOMP Oひまわり生命の公式ウェブサイトへアクセスし、Web約款（ご契約のしおり・約款）ボタンをクリック

SOMP Oひまわり生命公式ウェブサイト

<https://www.himawari-life.co.jp/>

QRコード<sup>®</sup>を読み取るとWeb約款トップページが表示されます。



対象	閲覧方法
「ご契約のしおり・約款」	「商品一覧」または「検索コード※」から該当の「ご契約のしおり・約款」を選択 ※「検索コード」とは、本冊子表紙部分に記載している7桁の数字です。
「特別勘定のしおり」	「商品一覧」から「変額保険」を選択し、該当の「特別勘定のしおり」を選択

※ 「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を閲覧・ダウンロードする際にかかる通信料はお客さまのご負担となります。

# 契約締結前交付書面 (契約概要)

この「契約締結前交付書面（契約概要）」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。支払事由や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

## 変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）

変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）の愛称を「健康をサポートする変額保険 将来のお守り 就労不能・介護保障型」といいます。

### 商品の特徴

○この保険は、特別勘定の運用実績に基づいて積立金額、解約返戻金の額等が変動（増減）するしくみの変額保険です。

保険料払込期間である第1保険期間と、終身で保障する第2保険期間に区分されています。いずれの保険期間も特別勘定で運用いたします。

＜第1保険期間（保険料払込期間）＞

死亡、所定の高度障害状態、所定の就労不能の状態、所定の要介護の状態に該当した場合、基本保険金額または積立金額のいずれか大きい金額をお支払いします。

＜第2保険期間＞（第1保険期間満了日の翌日から自動的に移行します。）

死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、積立金額をお支払いします。ただし、不慮の事故または所定の感染症で死亡または所定の高度障害状態に該当した場合は、積立金額の110%をお支払いします。

- ・第2保険期間移行後は、就労不能・介護の保障はありません。
- ・第2保険期間には基本保険金額の最低保証はありません。

○特別勘定資産は主として投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されますので、この保険には資産配分リスク・価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・カントリーリスク・流動性リスク・デリバティブ取引のリスク等の投資リスクがあります。

○そのため、株式や債券等の価格の下落・為替の変動等により、積立金額、解約返戻金の額等のお受け取りになる金額が払込保険料の合計額を下回ることがあり、ご契約者に損失が生じるおそれがあります。（積立金額や解約返戻金の額に最低保証はありません。）

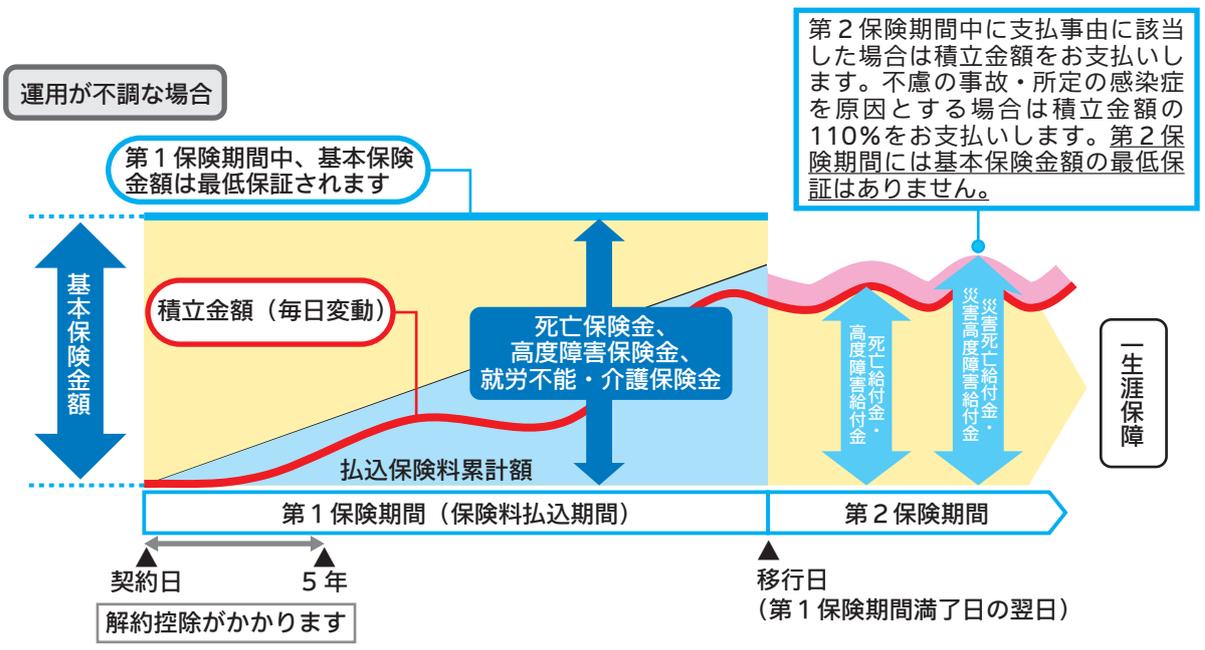
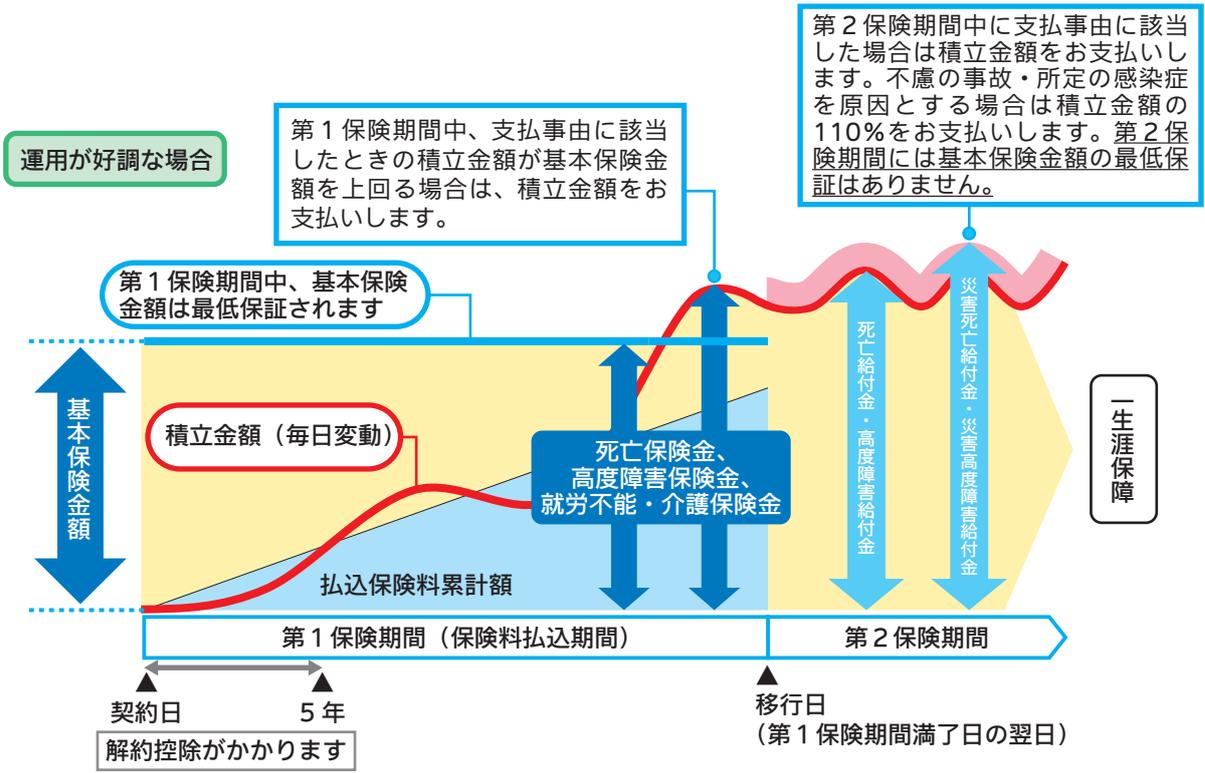
○喫煙状況や健康状態などが当社の定める基準に適合する場合、健康ステージを適用することができます。第1保険期間（保険料払込期間）中は、健康ステージに応じて当社が定める金額（「健康積立金」といいます。）を積立金に毎月加算します。ただし、健康ステージにかかわらず、第1保険期間（保険料払込期間）のうち積立金が基本保険金額を超えている期間は、健康積立金は発生しません。また、第1保険期間（保険料払込期間）のうち積立金額と基本保険金額の差が小さい期間においても、健康積立金が発生しない場合があります。



ご注意ください

- ・この保険はSOMPOひまわり生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。
- ・お払い込みいただく保険料には、一部ご契約者さまにご負担いただく費用があります。

しくみ



**ご注意**

- 記載の図はイメージであり、積立金額推移は例示です。将来の積立金額などを保証するものではありません。
- お客さまのご契約の基本保険金額、第1保険期間（保険料払込期間）、第2保険期間、保険料払込方法、保険料などにつきましては、実際にご契約いただく際の申込書、設計書にて必ずご確認ください。

第1 保険期間（保険料払込期間）の保障内容

お支払いする保険金	支払事由	支払額
死亡保険金	死亡したとき	基本保険金額 または 積立金額の いずれか大きい額
高度障害保険金	所定の高度障害状態に該当したとき	
就労不能・ 介護保険金	つぎのいずれかに該当したとき (1) 国民年金法に基づく障害等級1級または2級の状態に該当していると認定され障害基礎年金の受給権が生じたとき ただし、精神障害の状態に該当している場合を除きます。 (2) 所定の就労不能状態に該当したとき (3) 公的介護保険制度により要介護1以上と認定されたとき (4) 満65歳未満の被保険者が所定の要介護状態に該当し、その状態が180日以上継続したと医師により診断確定されたとき	

※死亡保険金、高度障害保険金、就労不能・介護保険金は重複してお支払いしません。いずれかの保険金の支払事由に該当し、保険金が支払われた場合には、契約は消滅します。

第2 保険期間の保障内容 ※基本保険金額の最低保証はありません

お支払いする給付金	支払事由	支払額
死亡給付金	死亡したとき	積立金額
高度障害給付金	所定の高度障害状態に該当したとき	
災害死亡給付金	不慮の事故または所定の感染症により死亡したとき	積立金額の 110%
災害高度障害給付金	不慮の事故または所定の感染症により所定の高度障害状態に該当したとき	

※死亡給付金、高度障害給付金、災害死亡給付金、災害高度障害給付金は重複してお支払いしません。いずれかの給付金の支払事由に該当し、給付金が支払われた場合には、契約は消滅します。

※不慮の事故による災害死亡給付金・災害高度障害給付金のお支払いは、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または所定の高度障害状態に該当した場合に限ります。

保険料払込免除の対象となる事由

不慮の事故により所定の身体障害状態に該当したとき

契約者配当金

ありません。

解約返戻金

- ・解約返戻金の額は、運用実績により毎日変動（増減）し、運用実績によっては、払込保険料累計額を下回る場合があります（最低保証はありません）。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- ・当社が解約に必要な書類を受け付けた日（解約日）の積立金額を解約返戻金としてお支払いします。ただし、解約日における保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数が5年未満の場合は、積立金額から解約控除額（※）を差し引いた金額をお支払いします。  
（※）解約控除額は、基本保険金額・保険料払込期間・保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数などにより異なります。
- ・変額用保険料免除特約には解約返戻金はありません。

## その他

基本保険金額により、高額割引制度が適用されます。



ご注意ください

- ・お仕事の内容・健康状態・保険ご加入状況などによっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。
- ・詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



ご注意ください

一般的に、同じ保障の場合、保険料払込方法が年払のご契約は、月払・半年払のご契約と比べて年間合計保険料が少なくなります。  
ただし、この保険においては、払込経路が団体扱の場合、年払のご契約の方が、年間合計保険料が多くなる場合があります。

## 変額保険（V2）（死亡保障型）

変額保険（V2）（死亡保障型）の愛称を「健康をサポートする変額保険 将来のお守り 死亡保障型」といいます。

### 商品の特徴

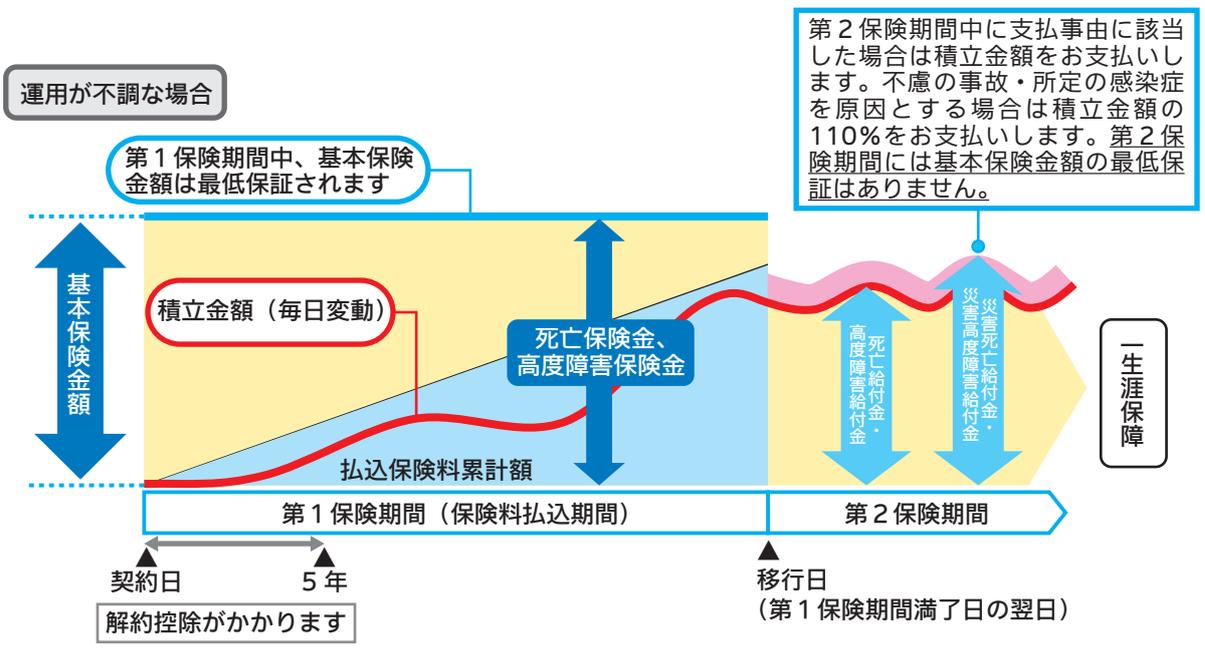
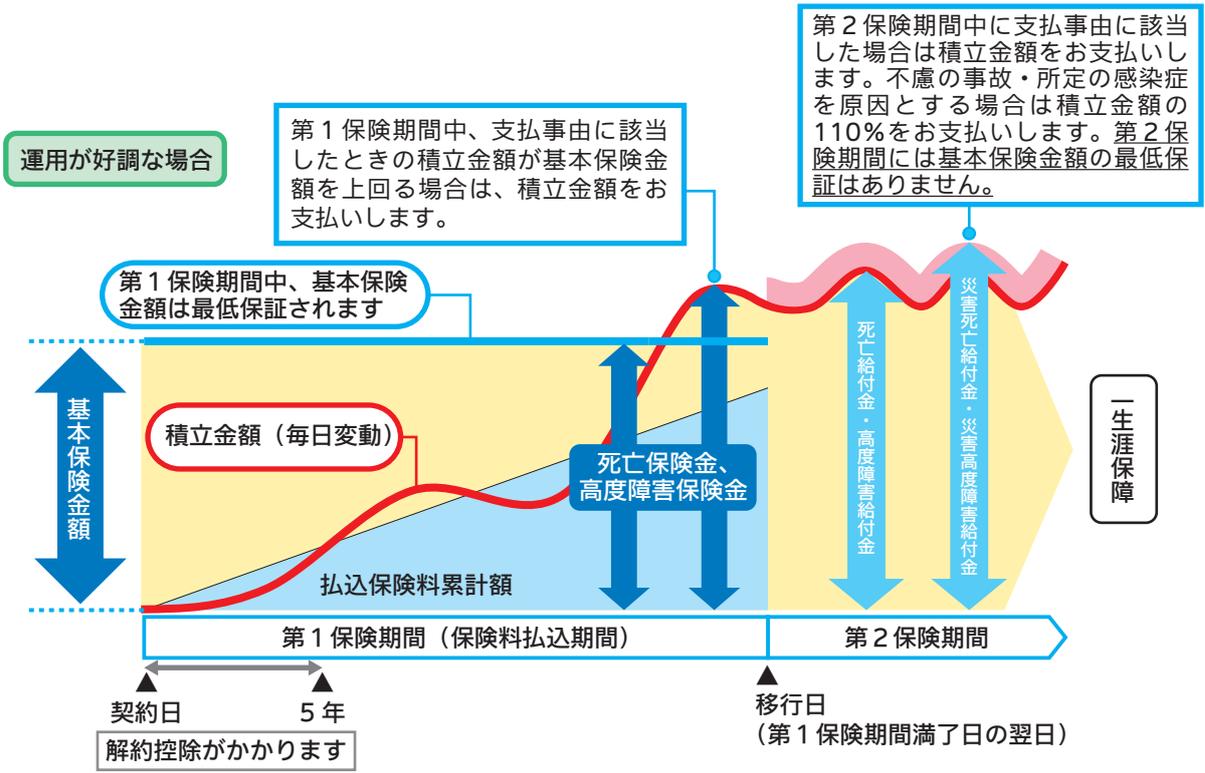
- この保険は、特別勘定の運用実績に基づいて積立金額、解約返戻金の額等が変動（増減）するしくみの変額保険です。  
保険料払込期間である第1保険期間と、終身で保障する第2保険期間に区分されています。いずれの保険期間も特別勘定で運用いたします。  
<第1保険期間（保険料払込期間）>  
死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、基本保険金額または積立金額のいずれか大きい金額をお支払いします。  
<第2保険期間>（第1保険期間満了日の翌日から自動的に移行します。）  
死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、積立金額をお支払いします。ただし、不慮の事故または所定の感染症で死亡または所定の高度障害状態に該当した場合は、積立金額の110%をお支払いします。  
第2保険期間には基本保険金額の最低保証はありません。
- 特別勘定資産は主として投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されますので、この保険には資産配分リスク・価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・カントリーリスク・流動性リスク・デリバティブ取引のリスク等の投資リスクがあります。
- そのため、株式や債券等の価格の下落・為替の変動等により、積立金額、解約返戻金の額等のお受け取りになる金額が払込保険料の合計額を下回ることがあり、ご契約者に損失が生じるおそれがあります。（積立金額や解約返戻金の額に最低保証はありません。）
- 被保険者の契約年齢が20歳以上の場合で、喫煙状況や健康状態などが当社の定める基準に適合するとき、健康ステージを適用することができます。第1保険期間（保険料払込期間）中は、健康ステージに応じて当社が定める金額（「健康積立金」といいます。）を積立金に毎月加算します。ただし、健康ステージにかかわらず、第1保険期間（保険料払込期間）のうち積立金が基本保険金額を超えている期間は、健康積立金は発生しません。また、第1保険期間（保険料払込期間）のうち積立金額と基本保険金額の差が小さい期間においても、健康積立金が発生しない場合があります。



ご注意  
ください

- ・この保険はSOMP Oひまわり生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。
- ・お払い込みいただく保険料には、一部ご契約者さまにご負担いただく費用があります。

しくみ



**ご注意**

- 記載の図はイメージであり、積立金額推移は例示です。将来の積立金額などを保証するものではありません。
- お客さまのご契約の基本保険金額、第1保険期間（保険料払込期間）、第2保険期間、保険料払込方法、保険料などにつきましては、実際にご契約いただく際の申込書、設計書にて必ずご確認ください。

### 第1 保険期間（保険料払込期間）の保障内容

お支払いする保険金	支払事由	支払額
死亡保険金	死亡したとき	基本保険金額 または 積立金額の いずれか大きい額
高度障害保険金	所定の高度障害状態に該当したとき	

※死亡保険金、高度障害保険金は重複してお支払いしません。いずれかの保険金の支払事由に該当し、保険金が支払われた場合には、契約は消滅します。

### 第2 保険期間の保障内容 ※基本保険金額の最低保証はありません

お支払いする給付金	支払事由	支払額
死亡給付金	死亡したとき	積立金額
高度障害給付金	所定の高度障害状態に該当したとき	
災害死亡給付金	不慮の事故または所定の感染症により死亡したとき	積立金額の 110%
災害高度障害給付金	不慮の事故または所定の感染症により所定の高度障害状態に該当したとき	

※死亡給付金、高度障害給付金、災害死亡給付金、災害高度障害給付金は重複してお支払いしません。いずれかの給付金の支払事由に該当し、給付金が支払われた場合には、契約は消滅します。

※不慮の事故による災害死亡給付金・災害高度障害給付金のお支払いは、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または所定の高度障害状態に該当した場合に限ります。

### 保険料払込免除の対象となる事由

不慮の事故により所定の身体障害状態に該当したとき

### 契約者配当金

ありません。

### 解約返戻金

- ・解約返戻金の額は、運用実績により毎日変動（増減）し、運用実績によっては、払込保険料累計額を下回る場合があります（最低保証はありません）。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくなく、あってもごくわずかです。
- ・当社が解約に必要な書類を受け付けた日（解約日）の積立金額を解約返戻金としてお支払いします。ただし、解約日における保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数が5年未満の場合は、積立金額から解約控除額（※）を差し引いた金額をお支払いします。  
（※）解約控除額は、基本保険金額・保険料払込期間・保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数などにより異なります。
- ・変額用保険料免除特約には解約返戻金はありません。

### その他

基本保険金額により、高額割引制度が適用されます。



ご注意ください

- ・お仕事の内容・健康状態・保険ご加入状況などによっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。
- ・詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

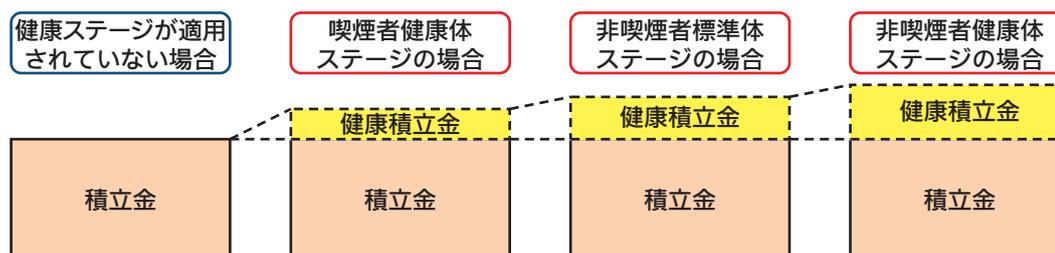
## 変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）・ 変額保険（V2）（死亡保障型）に付加できる特則・特約

### 健康ステージを適用する場合の特則

#### 健康ステージと健康積立金

- ・被保険者の契約年齢が20歳以上の場合で、被保険者の喫煙状況や健康状態などが当社の定める基準に適合するとき、つぎのいずれかのステージ（「健康ステージ（※）」）を適用することができます。
    - ・非喫煙者健康体ステージ
    - ・非喫煙者標準体ステージ
    - ・喫煙者健康体ステージ
  - ・健康ステージにかかわらず、お支払いいただく保険料に変更はありません。
  - ・第1保険期間（保険料払込期間）中は、適用される各健康ステージに応じて、当社が定める金額（「健康積立金」といいます。）を積立金に毎月加算します。ただし、健康ステージにかかわらず、第1保険期間（保険料払込期間）のうち積立金が基本保険金額を超えている期間は、健康積立金は発生しません。また、第1保険期間（保険料払込期間）のうち積立金額と基本保険金額の差が小さい期間においても、健康積立金が発生しない場合があります。
  - ・健康ステージが適用されていない場合は、健康積立金の加算はありません。
- （※）「健康ステージ」とはこの保険商品における被保険者の喫煙状況や健康状態などを示す当社での呼称です。当社の定める基準に適合しない方が健康でないということではありません。

#### 毎月の健康積立金の加算イメージ（月払の場合）



- ・基本保険金額や第1保険期間（保険料払込期間）などのご契約内容によっては、健康積立金のごくわずかな場合があります。年齢や性別によっては、まったくない場合もあります。
- ・第1保険期間（保険料払込期間）のうち以下の各年齢においては、健康積立金は発生しません。



ご注意ください

変額保険（V1） （就労不能・介護保障型） の場合	被保険者が女性かつ非喫煙者標準体ステージのとき、 20～27歳の各年齢
変額保険（V2） （死亡保障型） の場合	被保険者が男性かつ喫煙者健康体ステージのとき、 75歳以上の各年齢
	被保険者が女性かつ非喫煙者標準体ステージのとき、 20～27歳の各年齢および74歳以上の各年齢

## 健康積立金と保険金額・給付金額

### 第1 保険期間の保険金額

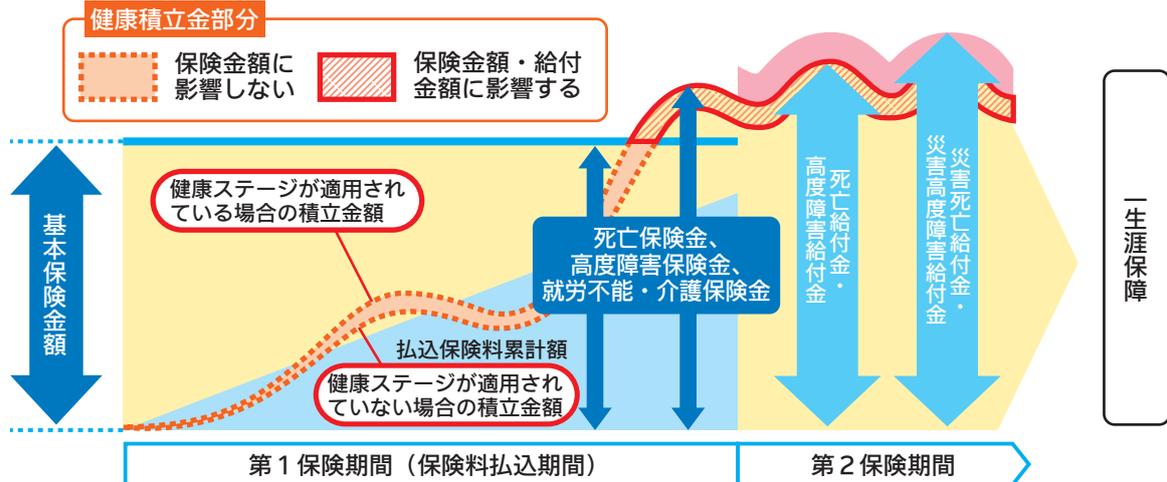
- ・積立金額（健康積立金を含む）が基本保険金額を超えない場合、基本保険金額になります。（保険金額とは別に健康積立金を支払うことはありません。）
- ・積立金額（健康積立金を含む）が基本保険金額を超えた場合、積立金額（健康積立金を含む）になります。

### 第2 保険期間の給付金額

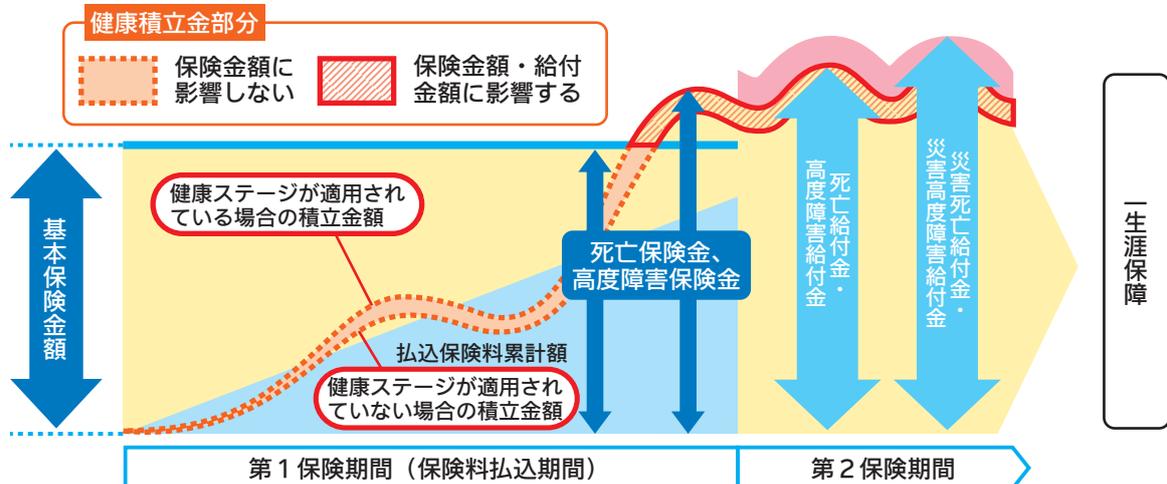
- ・積立金額（健康積立金を含む）となります。
- ・不慮の事故・当社所定の感染症を原因とする場合は積立金額（健康積立金を含む）の110%となります。

## イメージ図

### 変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）の場合



### 変額保険（V2）（死亡保障型）の場合



## 健康☆チャレンジ!制度

- ・被保険者の契約年齢が20歳以上の場合で、ご契約後の所定の期間内に喫煙状況または健康状態などが改善され当社の定める基準に適合したとき、健康ステージの変更または「健康ステージを適用する場合の特則」の中途付加を行うことでつぎのお取扱いができます。(健康☆チャレンジ!制度)
  - ①健康ステージが適用されていない場合
    - 「非喫煙者健康体ステージ」、「非喫煙者標準体ステージ」または「喫煙者健康体ステージ」への変更
  - ②「喫煙者健康体ステージ」または「非喫煙者標準体ステージ」が適用されている場合
    - 「非喫煙者健康体ステージ」への変更
- ・健康ステージの変更または特則の中途付加を行う場合には、その後、変更後の健康ステージに応じた健康積立金を積立金に毎月加算します。ただし、ご契約内容によっては、チャレンジする健康ステージにおいて、健康積立金が発生しない場合やごくわずかな場合があります。
- ・健康ステージの変更または特則の中途付加は、その告知日が契約日から起算して2年以上かつ5年以内にある場合にお取扱いが可能です。
- ・健康ステージの変更または特則の中途付加は、その告知日が前回の健康ステージの変更または特則の中途付加のお申出時の告知日から当社の定める期間内の場合、お取扱いできません。
- ・ご契約時の告知内容によっては、喫煙状況または健康状態などが改善された場合であっても健康ステージの変更または特則の中途付加ができないことがあります。
- ・健康ステージの変更または特則の中途付加のお申出の際に、喫煙状況・血圧・BMIが改善されていても、健康状態などが当社の定める基準を満たさない場合には、お取扱いできません。

※「健康☆チャレンジ!制度」の内容は保険種類によって異なります。



ご注意ください

- ・契約年齢が20歳未満の被保険者については、健康☆チャレンジ!制度の対象外です。
- ・ご契約後の健康ステージの変更および特則の中途付加時に、告知いただいたことが事実と違っていた場合、当社にご契約もしくはこの特則を解除し、または健康ステージの変更を取り消します。この場合、当社の定める金額を積立金または保険金・給付金などから差し引くことがあります。また、その後の健康ステージの変更や特則の中途付加、ご契約のお引受けをお断りさせていただきます。

## 変額用保険料免除特約

第1保険期間（保険料払込期間）中に三大疾病（※）により所定の事由に該当したとき、以後の保険料のお払込みが免除されます。

（※）がん（上皮内がん含む）、心疾患、脳血管疾患のことをいいます。



ご注意ください

「がん」の保障は、「特約の責任開始期の属する日から起算して90日経過後」に開始されます。

## リビング・ニーズ特約

余命6か月以内と判断されるとき、基本保険金額などの全部または一部をご請求できます。

（他のご契約と通算して、一被保険者につき3,000万円が限度となります。）

- ・第1保険期間（保険料払込期間）における支払額は、指定保険金額（※1）から6か月分の利息および保険料相当額を差し引いた金額です（支払額は、指定保険金額よりも少なくなります。）。ただし、特約保険金の請求日における指定保険金額に対応する積立金額が支払額を上回る場合には、特約保険金の請求日における指定保険金額に対応する積立金額をお支払いします。
- ・第2保険期間における支払額は、指定保険金額（※2）となります。
- ・リビング・ニーズ特約による保険金の請求日が第1保険期間（保険料払込期間）の満了前1年以内である場合は、特約保険金をお支払いしません。ただし、第2保険期間移行後は、特約保険金の請求が可能となります。
- ・リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いした場合、この特約は消滅します。

（※1）主契約の基本保険金額のうち、当社の定める保険金額の範囲内で、被保険者が指定した金額。

（※2）特約保険金の請求日における主契約の積立金額のうち、当社の定める金額の範囲内で、被保険者が指定した金額。

## 年金移行特約（※）

- ・第2保険期間移行後かつ定額払済終身保険への変更後、当社所定の要件を満たした場合に、将来の保険金などのお支払いにかえて、保険契約の全部または一部を年金支払に移行することができます。
- ・第1保険期間中に定額払済終身保険へ変更後、変更前の主契約の第2保険期間に到達した以降に年金支払に移行することもできます。
- ・年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。年金額はご契約の責任準備金額などをもとにして、年金移行時における当社の定める率により計算します。
- ・定額払済終身保険への変更後は、特別勘定による運用はいたしません。

（※）第2保険期間へ移行後かつ定額払済終身保険への変更後、当社所定の要件を満たした場合に、付加することができる特約です。また、第1保険期間中に定額払済終身保険に変更した場合は、変更前の主契約の第2保険期間に到達した場合に、付加することができます。

## 年金支払特約

保険金などを一時支払にかえて年金でお支払いします。

- ・年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。年金額は年金基金設定時における当社の定める率により計算します。
- ・この特約の適用後は、この特約に定める年金基金に充当された保険金などについては、特別勘定による運用はいたしません。

## 指定代理請求特約

被保険者が受取人となっている保険金・給付金などの支払事由が生じた場合で、被保険者が保険金・給付金などを請求できない特別な事情があると当社が認めたときは指定代理請求人が請求できます。

いずれの特則・特約についても、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 特別勘定について

### 特別勘定について

- この保険は、資産運用の結果が、積立金額、解約返戻金の額等の変動（増減）につながるため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理・運用を行う必要があります。そのため、当社は特別勘定を設けるとともに、特別勘定の資産（以下、「特別勘定資産」といいます。）を他の資産とは独立した体制と方針に基づき運用いたします。
- この保険には運用対象・運用方針の異なる複数の特別勘定があり、ご契約者が繰入先および繰入割合を決められるようになっています。この複数の特別勘定資産は、それぞれ独立して管理・運用されています。
- 特別勘定資産の運用は一定の収益性を期待できますが、一方で株式や債券等の価格の下落・為替の変動などによる投資リスクも負うことになります。この保険では資産運用の結果とリスクがともにご契約者に帰属します。
- この保険の特別勘定で管理されている資産からの利益および損失は、「変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）」および「変額保険（V2）（死亡保障型）」のご契約のみに割り当てられ、他の種類の保険契約に割り当てられることはありません。
- ご契約者は特別勘定資産の運用方法について一切の指図はできません。

### 特別勘定の種類および運用方針

- 特別勘定（※1）は、主として国内外の株式・債券等を対象とする投資信託を利用して運営されており、お客さまのニーズに合わせて、つぎの9種類の特別勘定から運用対象をご選択いただけます。
- 特別勘定ごとに保険料を繰り入れる割合を1%単位で指定して、自由に組み合わせることが可能です。
- ご契約後に特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転することも可能です。（※2）
- 各特別勘定および各特別勘定の主な投資対象となる投資信託、運用方針などはつぎのとおりです。（2025年9月現在の内容に基づくものです。）

特別勘定の名称	主な投資対象となる投資信託	特別勘定の運用方針	運用会社
バランス40型 （安定型）	世界ETFバランス 40ファンド （適格機関投資家専用）	主な投資対象とする投資信託を通じ、日本を含む主要先進国の株式や債券に分散投資し、中長期的な資産の成長を目指します。外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。資産配分は、国内株式15%、外国株式25%、国内債券30%、外国債券30%です。（※3）	SOMPOアセット マネジメント株式会社
バランス60型 （積極型）	世界ETFバランス 60ファンド （適格機関投資家専用）	主な投資対象とする投資信託を通じ、日本を含む主要先進国の株式や債券に分散投資し、中長期的な資産の成長を目指します。外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。資産配分は、国内株式20%、外国株式40%、国内債券20%、外国債券20%です。（※3）	SOMPOアセット マネジメント株式会社
国内株式型	国内株式インデックス・ ファンドVA （適格機関投資家専用）	主な投資対象とする投資信託を通じ、主としてTOPIX（東証株価指数）採用銘柄に投資を行い、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。	ブラックロック・ジャパン 株式会社
先進国株式型	外国株式インデックス オープンV （適格機関投資家限定）	主な投資対象とする投資信託を通じ、主として日本を除く主要先進国の株式に投資を行い、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。	三菱UFJアセット マネジメント株式会社

特別勘定の名称	主な投資対象となる投資信託	特別勘定の運用方針	運用会社
	先進国株式アクティブ型		
新興国株式型	インデックスファンド 海外新興国 (エマージング) 株式	主な投資対象とする投資信託を通じ、主として新興国の株式に投資を行い、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
先進国債券型	外国債券インデックス・ファンドV A (適格機関投資家専用)	主な投資対象とする投資信託を通じ、主として日本を除く主要先進国の国債に投資を行い、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、国内投信用円ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。	ブラックロック・ジャパン株式会社
国内リート型	国内リートインデックス・ファンドV A (適格機関投資家専用)	主な投資対象とする投資信託を通じ、主として日本の不動産投資信託証券(REIT)に投資を行い、S&P J-REIT 指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。	ブラックロック・ジャパン株式会社
短期金融市場型	(特に定めません。)	円建ての預貯金、短期金融商品を中心に運用を行います。流動性に十分配慮し、リスクを抑えた安定的な運用を行います。(※4)	—

(※1) 特別勘定は新たに設定または廃止することがあります。

(※2) 積立金の移転（スイッチング）は毎年の契約応当日からその日を含めて1年間あたり24回を限度として、無料で行うことができます。詳しくはご契約のしおり「特別勘定について」をご確認ください。

(※3) 資産ごとにつぎの指数を基本資産配分で合成したものを参考指数とします。また、原則として毎月末時点で基本資産配分に近づけるため、リバランス（資産配分の調整）を行います。

国内株式	TOPIX（配当込み）
国内債券	NOMURA-BPI 総合
外国株式	MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
外国債券	FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）

(※4) マーケットの先行きが読みにくい局面で資金を一時的に退避させる目的でご利用いただけます。諸費用の控除等により積立金が減少することがありますので、ご注意ください。

## 特別勘定資産の評価方法

- ・特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金額の増減に反映します。
  - ・特別勘定資産の評価方法は、以下のとおりとします。
    - ①有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取扱いが適当とされる資産については、時価（※）により評価を行います。
    - ②上記①以外の資産については、原価法によるものとします。
    - ③デリバティブ取引により生じる正味の債権および債務については、時価（※）により評価を行い、評価差額を損益に計上します。
    - ④外貨建資産および負債の換算方法については、期末時換算法によるものとします。
  - ・特別勘定資産の評価方法については、関係法令の改正等により、将来変更することがあります。
- （※）時価については、SOMPOひまわり生命保険株式会社が評価日に合理的な方法により入手できる価格を使用します。なお、評価日の価格が把握困難な場合、前日の価格を使用します。

## 特別勘定への繰入日

- ・保険料から所定の費用を差し引いた金額を特別勘定に繰り入れる日（繰入日）はつぎのとおりとし、その日の始めに繰り入れます。

第1回保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責任開始期に関する特約を付加した場合 第1回保険料が入金された日の属する月の翌月1日または契約日（※）のいずれか遅い日</li> <li>・責任開始期に関する特約を付加しない場合 契約日（※）</li> </ul>
第2回以後の保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責任開始期に関する特約を付加した場合 第1回保険料が入金された日の属する月の翌月1日または保険料の払込方法〈回数〉に応じた契約応当日のいずれか遅い日</li> <li>・責任開始期に関する特約を付加しない場合 保険料の払込方法〈回数〉に応じた契約応当日</li> </ul>

（※）責任開始日の属する月の翌月1日をいいます。

## 特別勘定の主な投資リスクについて

- ・特別勘定資産の運用における、主な投資リスクはつぎのとおりです。

資産配分リスク	複数の資産に分散投資を行う場合、投資効果の悪い資産への配分が大きい場合などには、資産価値が減少することがあります。
価格変動リスク	有価証券等の市場価格の変動により資産価値が減少することがあります。
金利変動リスク	一般に債券価格は金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。金利の変動により、資産価値が減少することがあります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により、資産価値が減少することがあります。
信用リスク	有価証券等の発行者の経営・財務状況の悪化などにより、資産価値が減少することがあります。
カントリーリスク	投資対象国における政治不安や社会不安、外交関係の悪化などの要因により、資産価値が減少することがあります。
流動性リスク	市場における売買量の低下により、最適な時期に有価証券等を売買することができず、機会損失を被り、資産価値が減少することがあります。
デリバティブ取引のリスク	先物取引などのデリバティブ取引による運用は、デリバティブ商品と対象資産との間で相関性が低下し、本来の目的を達することができないことで資産価値が減少することがあります。

## 諸費用について

- ・この保険でご負担いただく諸費用についての詳細は、注意喚起情報「お客さまにご負担いただく費用」をご確認ください。



ご注意ください

- ・特別勘定における効率的な資産運用が困難となるなどの特別な事情がある場合には、ご契約者保護の観点から、特別勘定の廃止または複数の特別勘定を統合することがあります。また特別勘定への保険料の繰入れ、積立金の移転（スイッチング）を停止することがあります。
- ・特別勘定の主な投資対象となる投資信託、特別勘定の運用方針、運用会社等は将来変更することがあります。



ご注意ください

契約概要に記載の資産運用に関する事項は、概要や代表事例を示しています。資産運用に関する事項の詳細については「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。

## お問い合わせ・ご相談などについて

生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ、ご意見・ご要望は各窓口までご連絡ください。

### 当社窓口

当社の生命保険のお手続きに関する照会は、以下の当社窓口へご連絡ください。

#### ご連絡にあたって

- 契約者ご本人さま（保険金・給付金などのご請求は受取人さま）からお願いします。
- お手元に保険証券をご用意のうえ、保険証券番号、契約者氏名、生年月日、住所、電話番号をお知らせください。

ご用件	お問い合わせ窓口
お手続き、お問い合わせ全般 (保険金・給付金請求は除く)	カスタマーセンター  <b>0120-563-506</b> 平日 9:00 ~ 18:00 土曜 9:00 ~ 17:00 (日・祝日・年末年始を除く)
保険金・給付金などのご請求受付、 お問い合わせ	カスタマーセンター (保険金・給付金請求ダイヤル)  <b>0120-528-170</b> 平日 9:00 ~ 18:00 土曜 9:00 ~ 17:00 (日・祝日・年末年始を除く)
ご意見・ご要望のあるお客さま	お客さまご相談窓口  <b>0120-273-211</b> 平日 9:00 ~ 18:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

- 当社のお手続きに関する事項や、各種情報につきましては、当社公式ウェブサイトをご覧ください。

SOMPOひまわり生命  
公式ウェブサイト

<https://www.himawari-life.co.jp/>

### 生命保険相談所（生命保険協会）

- 本商品に係る指定紛争解決（ADR）機関は生命保険協会です。
- 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

生命保険協会ホームページ

<https://www.seiho.or.jp/>





# 契約締結前交付書面 (注意喚起情報)

この「契約締結前交付書面（注意喚起情報）」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

## お客さまにご負担いただく費用

この保険にかかる費用は以下のとおりです。2025年9月現在の内容に基づくものであり、将来変更される可能性があります。

### (1) 保険関係費用

保険関係費用とは、お払い込みいただいた保険料もしくは積立金から控除される諸費用です。

項目	費用	控除する時期等
①保険契約の締結および維持に必要な費用 (※1) (第1保険期間中のみ)(※2)	(被保険者の年齢、性別などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。)	特別勘定に繰り入れる際に保険料から控除します。
②特別勘定の管理に必要な費用	各特別勘定の積立金額に対して、年率 <b>0.2%</b>	左記の365分の1を、ユニットプライス(※3)の計算の過程で毎日控除します。
③基本保険金額保証に関する費用 (第1保険期間中のみ)	各特別勘定の積立金額に対して、年率 <b>0.25%</b>	
④死亡保障などに必要な費用(危険保険料に相当する費用) (※4)	(被保険者の年齢、性別などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。)	<p>&lt;責任開始期に関する特約を付加した場合&gt; 第1回保険料が入金された日の属する月の翌月1日または契約日のいずれか遅い日始、および月単位の契約応当日始に積立金から控除します。</p> <p>&lt;責任開始期に関する特約を付加しない場合&gt; 契約日始および月単位の契約応当日始に積立金から控除します。</p>
⑤保険料払込免除に関する費用 (第1保険期間中のみ)(※2)(※5)	保険料に対して、 <b>0.1~0.2%</b> を乗じた金額	特別勘定に繰り入れる際に保険料から控除します。

(※1) 保険契約の維持に必要な費用には、保険料の収納にかかる費用が含まれます。

(※2) 払済保険(変額)に変更後は控除されません。

(※3) 特別勘定の1ユニットあたりの価格(単位価格)のことをいいます。詳しくは、ご契約のしおり「特別勘定について」をご確認ください。

(※4) 保険契約の維持に必要な費用の一部を含みます。

(※5) 「健康ステージを適用する場合の特則」が適用される場合、保険料払込免除後の健康積立金を加算する費用を含みます。

- ・変額用保険料免除特約を付加した場合、特約部分の保険料は、特約による保険料払込免除に関する費用、特約の締結および維持に必要な費用としてご負担いただくものであり、特別勘定に繰り入れる際にはお払い込みいただいた保険料から控除

します。このため、特別勘定に繰り入れる金額は特約を付加しない場合と同額です。この特約を付加した場合に増加する保険料部分については、特別勘定での運用はいたしません。

## (2) 運用関係費用

特別勘定		費用（税込）	控除する時期等
		特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して	
①	バランス40型 （安定型）	実質年率 0.18398%～0.18728%程度	特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額から毎日控除します。
②	バランス60型 （積極型）	実質年率 0.18920%～0.19360%程度	
③	国内株式型	年率 0.0605%	
④	先進国株式型	年率 0.1430%	
⑤	先進国株式 アクティブ型	実質年率 0.7285%程度	
⑥	新興国株式型	年率 0.2750%	
⑦	先進国債券型	年率 0.0825%	
⑧	国内リート型	年率 0.0660%	
⑨	短期金融市場型	金利情勢、投資対象とする短期金融商品によって変動します。	

- ・運用関係費用は、主な投資対象となる投資信託の2025年9月時点の信託報酬率を記載しています。
- ・①、②、⑤の主な投資対象となる投資信託はファンドオブファンズ方式です。このためご契約者が実質的にご負担いただく費用は、投資対象である投資信託の信託報酬と、その投資信託が組入れるファンドの信託報酬等との合算となります。なお、組入れファンドの変更等により将来的に信託報酬率は変動することがあります。
- ・①、②はバランス型投資信託であり、上表の信託報酬率は、基準配分比率に基づき算出していますが、実際の組入れ比率は運用状況に応じて変動するため、運用関係費用も変動します。加えて、組入れファンドの一部は市場金利に応じて信託報酬率が変動します。
- ・信託報酬の他、監査報酬、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に金額や計算方法を確定することは困難であり、表示することができません。また、これらの費用は投資信託の純資産総額から控除されます。したがって、お客さまはこれらの費用をこのご契約が保有する持分に応じて間接的に負担することになります。

### (3) 解約・減額時にご負担いただく費用

項目	費用	控除する時期等
解約控除	解約日または減額日における保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数が5年未満の場合に、基本保険金額またはその減額分に対して、保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数により計算した額	解約日または減額日の積立金額から控除します。

- ・自動延長就労不能・介護保障定期保険、自動延長定期保険、払済保険（変額）、定額払済終身保険へ変更する場合も、保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数が5年未満のときは、変更後のご契約に充当する解約返戻金に解約控除がかかります。
- ・解約控除額は基本保険金額・保険料払込期間・保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数によって異なるため、具体的な金額を表示することができません。

### (4) 年金支払特約、年金移行特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	費用	控除する時期等
年金管理費	毎年お支払いする年金額に対して <b>0.5%</b>	毎年の年金支払の基準日に責任準備金から控除します。

この保険にかかる費用の合計額は、(1)保険関係費用および(2)運用関係費用の合計額です。ただし、上記(3)または(4)の場合は、その費用をあわせてご負担いただきます。

## 投資リスクについて

- ・この保険は、特別勘定の運用実績に基づいて積立金額、解約返戻金の額等が変動（増減）するしくみの変額保険です。
- ・特別勘定資産は主として投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されますので、この保険には資産配分リスク・価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・カントリーリスク・流動性リスク・デリバティブ取引のリスク等の投資リスクがあります。そのため、株式や債券等の価格の下落・為替の変動等により、**積立金額、解約返戻金の額等のお受け取りになる金額が払込保険料の合計額を下回ることがあり、ご契約者に損失が生じるおそれがあります。（積立金額や解約返戻金の額に最低保証はありません。）**
- ・これらの投資リスクはすべてご契約者に帰属します。特別勘定資産の運用成果がご契約者の期待どおりではなかった場合でも、当社または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何らかの補償・補てんをすることはありません。
- ・運用対象・運用方針の異なる複数の特別勘定の中から、お客さまのご判断で投資対象となる特別勘定をお選びいただきます。また、ご契約後に特別勘定への保険料の繰入割合を変更し、または積立金の移転（スイッチング）を行う場合、特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が変わることがあります。

※資産運用に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」をご確認ください。

## 1. 引受保険会社とこの保険について

この保険は生命保険商品です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。

この保険はSOMP Oひまわり生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。

引受保険会社の名称	SOMP Oひまわり生命保険株式会社
引受保険会社の所在地	〒100-8963 東京都千代田区霞が関三丁目7番3号 損保ジャパン霞が関ビル
引受保険会社の連絡先	SOMP Oひまわり生命 カスタマーセンター TEL 0120-563-506 受付時間 / 平日 9:00 ~ 18:00 土曜 9:00 ~ 17:00 (日・祝日・年末年始を除く)
	SOMP Oひまわり生命 公式ウェブサイト <a href="https://www.himawari-life.co.jp/">https://www.himawari-life.co.jp/</a>

## 2. お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）について

お申込みの撤回または保険契約の解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）をすることができます。

### クーリング・オフができる期間

下表の起算日からその日を含めて **15日以内（郵便消印日付）** です。

責任開始期に関する特約	払込経路	クーリング・オフができる期間の起算日
付加している	口座振替扱	申込日
付加していない	クレジットカード払	申込日またはカードの有効性などが確認できた日のいずれか遅い日
	口座振替扱 団体扱 特別団体扱 送金扱	申込日または第1回保険料（相当額）の領収日（着金日）のいずれか遅い日

### 申出（手続き）方法

上記期間内に、必要事項を記載した**書面（※1）に自署**し当社の支社もしくは本社（※2）あてに**郵便で発信**、または、電磁的記録（※3）によりお申し出ください。

#### （※1） 書面の書式例

20〇〇年〇月〇日に申込みをした保険契約の申込みを撤回します。

申込者：〇〇〇〇（親権者：〇〇〇〇）

生年月日：〇〇〇〇年〇月〇日

住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

申込番号または証券番号：〇〇〇〇〇〇

保険料返戻口座：〇〇銀行〇〇支店 普通〇〇〇〇〇〇〇〇

口座名義人：〇〇〇〇

#### （※2） 本社送付先

〒107-8691 日本郵便株式会社 赤坂郵便局 私書箱第28号

S O M P O ひまわり生命保険株式会社

#### （※3） 電磁的記録による申出とは、ウェブサイトでの手続き等をいいます。当社では、電磁的記録による申出の窓口をつぎの公式ウェブサイト上に設けています。

■ URL <https://www.himawari-life.co.jp/contact/>

### クーリング・オフができない場合

つぎの場合にはクーリング・オフをすることができません。

- ・当社が指定した医師の診査を受診された場合
- ・法人をご契約者とする保険契約の場合
- ・債務履行の担保のための保険契約（質権設定契約）の場合
- ・ご契約の内容変更（特約の中途付加など）の場合



ご注意ください

### クーリング・オフの効力が生じない場合

クーリング・オフの書面（電磁的記録を含みます。以下同じ）の発信時に、保険金など（保険料の払込の免除を含みます。以下同じ）の支払事由が生じている場合にはお申込みの撤回などの効力は生じません。

ただし、その書面の発信時に、申込者またはご契約者が保険金などの支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

### 3. 健康状態などの告知について

健康状態、職業などについて、事実をありのままに正確にもれなく告知してください。

ご契約者や被保険者には、健康状態などについて告知していただく義務があります。

#### 告知について

- 多数の人が保険料を出し合って相互に保障し合う保険制度に、健康状態の良くない方などが無条件で加入されると、公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、所定の告知書などで当社がおたずねする傷病歴、健康状態、職業などについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。（※1）
- 告知受領権は当社および当社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（社員・募集代理店を含みます。以下「募集人」といいます。）には告知受領権がなく、募集人に口頭でお話しされても、告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

（※1）ご契約内容によって、当社が指定した医師が口頭で告知を求める場合があります。

#### 正しく告知されない場合のデメリット

##### 告知義務違反による解除

告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日・復活日から2年以内であれば、告知義務違反としてご契約を解除することがあります。また、以後のご契約のお引受けをお断りすることがあります。

なお、2年経過後も、保険金・給付金などの支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。（※2）

（※2）募集人が告知を妨げたり、事実と違うことを告げるように勧めたときには解除しません。ただし、こうした妨げや勧めがなかったとしても正しく告知いただけなかったと認められる場合、解除することがあります。

##### 保険金・給付金などのお支払い

ご契約を解除したときには、保険金・給付金などの支払事由が発生していても、多くの場合、これをお支払いすることはできません。また、保険料の払込の免除事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。（※3）

（※3）保険金・給付金などの支払事由や保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、保険金・給付金などのお支払いや保険料の払込の免除を行います。

##### 重大な告知義務違反

「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。

この場合、責任開始日・復活日からの年数は問いません。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

## 傷病歴がある方のお引受け

当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金・給付金などのお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴などがある場合、お引き受けできないことや特別な条件をつけてお引き受けすることもあります。(※4)

(※4) 引受範囲を拡大した商品もあります。「無選択型終身保険」

## ご契約内容の確認について

当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後、申込内容について確認をさせていただいたり、所定の検査を求めたりする場合があります。

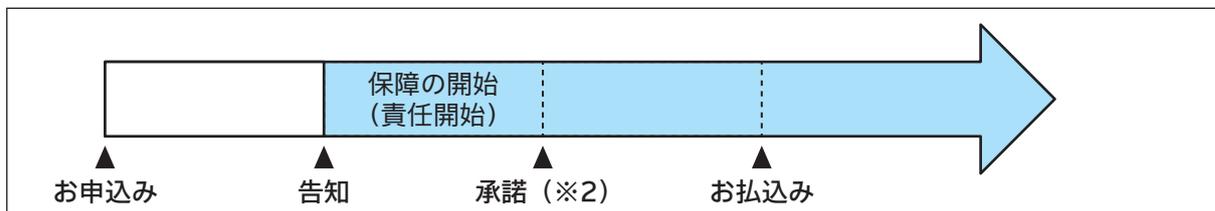
告知される際の注意点は告知書（告知サポート資料）などに記載しております。ご確認のうえ告知してください。

## 4. 保障の開始時期（責任開始期）について

保障の開始時期（責任開始期）は、払込経路などにより異なります。

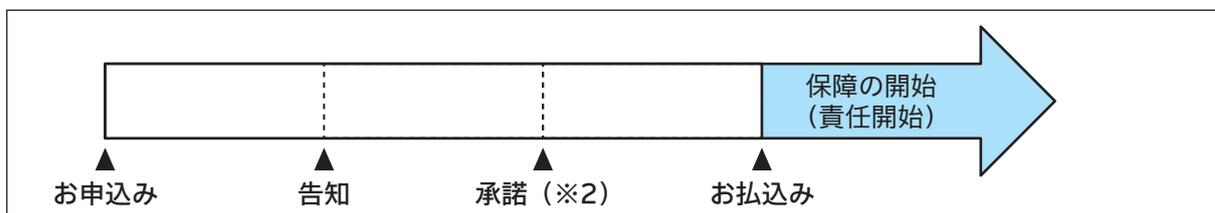
### 「責任開始期に関する特約」を付加した場合【口座振替扱】

保障の開始時期（責任開始期）：ご契約のお申込みと告知がともに完了した時（※1）



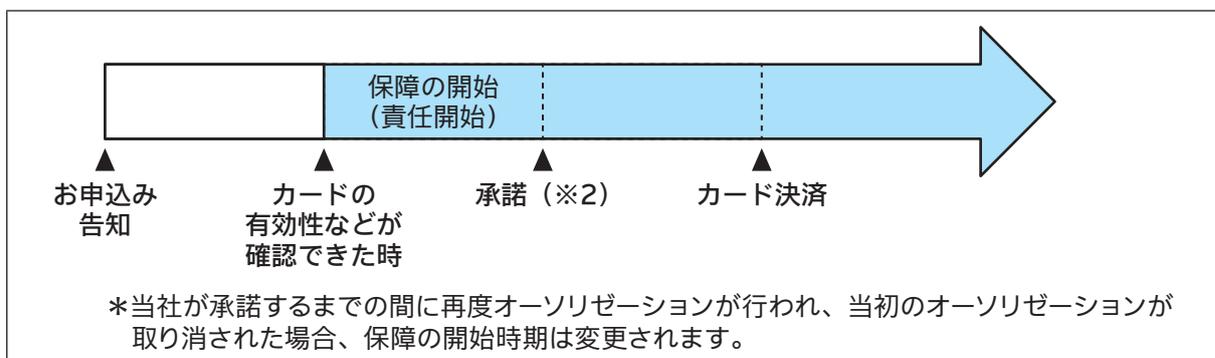
### 「責任開始期に関する特約」を付加していない場合【口座振替扱、団体扱、特別団体扱、送金扱】

保障の開始時期（責任開始期）：告知と第1回保険料（相当額）のお払込みがともに完了した時



### 「責任開始期に関する特約」を付加していない場合【クレジットカード払】

保障の開始時期（責任開始期）：告知とカードの有効性などの確認（オーソリゼーション）がともに完了した時



（※1） ご契約のお申込みが完了した時とは、当社または当社の募集人が申込書を受領した時をいい、また、情報端末によるお申込みの場合は、情報端末でご契約のお申込みをされた時をいいます。

（※2） 募集人は、お客さまと当社の契約締結の媒介を行う者で、契約締結の代理権はありません。保険契約は、お客さまからのお申込みを当社が承諾したときに有効に成立します。



ご注意ください

変額用保険料免除特約の「がん」の保障は、「特約の責任開始期の属する日から起算して90日経過後」に開始されます。

## 5. 保険金・給付金などをお支払いできない場合

保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。

### 保険金・給付金などをお支払いできない場合

- ・責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合（※1）
- ・保険金・給付金などの免責事由（※2）に該当した場合
- ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合
- ・重大事由（※3）によりご契約が解除された場合
- ・詐欺の行為によりご契約が取り消された場合や保険金・給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合（この場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。）
- ・保険料のお払込みが行われずご契約が失効した場合
- ・「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日（詳しくは注意喚起情報「6. 保険料のお払込みについて」をご確認ください。）までに払い込まれないことにより、ご契約が無効になった場合

（※1）被保険者が責任開始期前に健康診断等での異常の指摘や医師の診察を受けたことがある場合、保険金・給付金などをお支払いできません。また、被保険者が責任開始期前に健康診断等での異常の指摘や医師の診察を受けたことがない場合であっても、保険契約者または被保険者が異常を認識または自覚していた場合、保険金・給付金などをお支払いできません。

#### （※2）主な免責事由

- ・責任開始日から3年以内の被保険者の自殺
- ・ご契約者・被保険者・受取人の故意、重大な過失
- ・被保険者の犯罪行為、精神障害・泥酔による事故、無免許・酒気帯び運転による事故・薬物依存

#### （※3）重大事由

- ・保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたとき
- ・ご契約者・被保険者・受取人が反社会的勢力\*に該当する、または、反社会的勢力へ資金を提供するなど、社会的に非難されるべき関係があると認められるとき  
\*反社会的勢力とは、暴力団・暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）・暴力団準構成員・暴力団関係企業その他をいいます。
- ・保険金・給付金などの請求に関し、保険金・給付金などの受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があつたとき
- ・その他ご契約の存続を困難とする重大な事由があつたとき

詳しくはご契約のしおり「保険金・給付金などをお支払いできない場合」をご確認ください。



ご注意ください

変額用保険料免除特約の「がん」の保障は、「特約の責任開始期の属する日から起算して90日経過後」に開始されます。

## 6. 保険料のお払込みについて

保険料は払込期月内にお払い込みください。お払込みには猶予期間がありますが、猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は無効あるいは失効となります。

「責任開始期に関する特約」を付加したご契約の第1回保険料の払込期月と猶予期間

第1回保険料の払込期月	主契約の責任開始期の属する日からその翌々月末日まで
猶予期間	第1回保険料の払込期月の翌月初日から末日まで

- 第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期にさかのぼって保障がなくなります。



ご注意ください

以下の場合、新たにご契約のお申込みに際し、「責任開始期に関する特約」を付加できないことがあります。

- 第1回保険料のお払込みがなくご契約が無効となった場合
- 第1回保険料のお払込みがなくご契約を解約された場合

## 第 2 回以後の保険料の払込期月と猶予期間

払込方法	払込期月	猶予期間
月払	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで	払込期月の翌月初日から末日まで
半年払	半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで	
年払	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで	

- ・ 払込猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は失効となります。ただし、解約返戻金（※）があるときは、当社の定める保険期間内で、自動的に保険金額を定額とするつぎの延長定期保険に変更します。
  - ①主契約が変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）の場合、自動延長就労不能・介護保障定期保険
  - ②主契約が変額保険（V2）（死亡保障型）の場合、自動延長定期保険

（※）ご契約者への貸付がある場合にはその元利金を差し引いた額とします。また、保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数が5年未満の場合、解約返戻金の額は積立金額から解約控除額を差し引いた金額となります。



ご注意ください

変額保険（V2）（死亡保障型）の保険料払込方法は月払のみです。年払・半年払、保険料の前納・一括払のお取扱いはありません。



ご注意ください

ご契約が失効している状態で支払事由に該当した場合、**保険金・給付金などのお支払いはできません。**

## ご契約の復活について

- ・ 失効後 3 か月以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。この場合、告知または診査と、お払込みを中止されてから復活するまでの未払込保険料（延滞保険料）のお払込みが必要となります。ただし、**健康状態などによっては、復活できない場合があります。**
- ・ 「健康ステージを適用する場合の特則」を付加したご契約が失効後復活する場合には、復活後の健康ステージは、失効前の健康ステージと同一とします。ただし、復活時の喫煙状況および健康状態などによっては特則が復活できない場合や同一の健康ステージが適用できない場合があります。



ご注意ください

この保険契約には、自動振替貸付のお取扱いはありません。

## 7. 解約について

解約の際は、以下の内容についてご確認ください。

### 解約について

- ・ご契約者はいつでも保険契約の解約を請求することができます。

### 解約返戻金について

- ・解約返戻金は、払込保険料の合計額よりも少ない金額となる場合があります。  
解約返戻金の額は、保険種類・ご契約年齢・性別・保険料払込期間・経過年月数などによっても異なります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ・当社が解約に必要な書類を受け付けた日（解約日）の積立金額（解約日末のユニットプライスにより計算します。）を解約返戻金としてお支払いします。  
ただし、解約日における保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数が5年未満の場合は、積立金額から解約控除額（※）を差し引いた金額をお支払いします。

（※）解約控除額は、基本保険金額、保険料払込期間、保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数などにより異なります。

- ・変額用保険料免除特約には解約返戻金はありません。



ご注意ください

解約返戻金の額は、特別勘定の運用実績に基づいて毎日変動（増減）し、運用実績によっては、払込保険料の合計額よりも少ない金額となる場合があります。（解約返戻金の最低保証はありません。）



ご注意ください

変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）において保険料払込方法が年払・半年払の場合

- ・この保険契約では、お払い込みいただいた保険料のうち、すでに発生した費用のみが控除され、それ以外はすべて特別勘定の積立金として積み立てられます。
- ・この保険契約を解約される場合には、解約日における積立金額を解約返戻金としてお支払いします。
- ・変額用保険料免除特約部分の保険料は特別勘定へ繰り入れません。

そのため、年払・半年払の場合、保険料をお払い込みいただいた後、ご契約を解約したとき、つぎのとおり取り扱います。

<主契約>

すでに払い込まれた保険料のうち、解約した日の翌日以降の月数に対応する保険料の未経過分のお支払いはありません。

<変額用保険料免除特約>

すでに払い込まれた特約部分の保険料のうち、解約した日の翌日以降の月数に対応する保険料の未経過分（1か月未満の端数は切り捨てます。）があるときは、その金額をお支払いします。

## 8. 現在のご契約の解約などを前提とするお申込みについて

ご契約の乗換え（現在のご契約を解約または減額し、新たにご契約へお申込みされること）をご検討されている方は、特にご注意ください。

### ご契約の乗換えの際にご注意いただきたい点

#### 解約返戻金・配当

解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額（減額の場合は、減額部分に対応する保険料）よりも少なくなります。

また、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。

#### 新たにご契約のお引受け

新たにご契約は、被保険者の健康状態などによっては、ご契約をお断りする場合があります。

#### 新たにご契約の保険料

新たにご契約の保険料は、現在の被保険者の年齢で計算されます。

また、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在のご契約と新たにご契約で異なることがあります。

たとえば、予定利率が引き下げられることによって、主契約などの保険料が引き上げられる場合があります。

#### 保険金・給付金などのお支払い

新たにご契約は、告知義務違反による解除、責任開始日から3年以内の自殺、責任開始期前の発病など、保険金・給付金などをお支払いできない場合があります。

#### 新たにご契約の保障内容

新たにご契約の保障内容は、現在のご契約の保障内容と異なる場合があります。



ご注意ください

変額用保険料免除特約の「がん」の保障は、「特約の責任開始期の属する日から起算して90日経過後」に開始されます。



ご注意ください

現在のご契約の契約日が2010年3月1日以前で、保険料払込方法が「半年払・年払」の場合、すでにお払い込みいただいた保険料のうち未経過となる期間の保険料の返金はありませんのでご注意ください。

## 9. 生命保険契約者保護機構について

生命保険会社の経営破綻などにより、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額などが削減されることがあります。

当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。  
生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、  
生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、  
この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構	<p>■ TEL <b>03-3286-2820</b></p> <p>月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～12:00、13:00～17:00</p> <p>■ ホームページアドレス <a href="https://www.seihohogo.jp/">https://www.seihohogo.jp/</a></p>
-------------	--

※今後変更となる場合がありますのでご注意ください。

## 10. 保険金・給付金などのご請求について

支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があるとされる場合や、ご不明な点が生じた場合などは、すみやかに当社にご連絡ください。

お客さまからのご請求に基づき、保険金・給付金などをお支払いしますので、ご請求に際してはご注意ください。

### ご請求に際してご注意ください点

つぎの場合は必ずご連絡ください。

- ①支払事由が生じたとき
- ②お支払いの可能性があるとされるとき
- ③ご不明な点があるとき（※）

（※）ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。



ご注意ください

当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

### 指定代理請求特約を付加したご契約の場合

被保険者が受取人となっている保険金・給付金などの支払事由が生じた場合で、被保険者が保険金・給付金などをご請求できない特別な事情があると当社が認めたときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。

指定代理請求人に対し、指定代理請求ができる旨などをお伝えください。

### ご請求に際してのご連絡先

当社の営業社員・募集代理店、最寄りの支社またはSOMP Oひまわり生命カスタマーセンターにご連絡ください。

ご連絡先は、注意喚起情報「15. お問い合わせ・ご相談などについて」を確認ください。

## 11. 金融機関を募集代理店として本商品に加入する場合について

金融機関を募集代理店として本商品に加入する場合は、必ずご確認ください。

### ご加入に際してご注意いただきたい点

- 本商品は生命保険であり預金などではありません。したがって、元本保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象ではありません。
- 本商品の契約お申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 本商品の取扱金融機関が法令などに違反してお客さまに損害を与えた場合、募集代理店としての販売責任を負うことになります。(※1)
- 金融機関が本商品を募集する場合には、法令によりお客さまの範囲ならびにご契約の条件に制限(※2)があります。つきましては、あらかじめ保険契約者・被保険者となる方の勤務先などをご申告いただき、ご申告いただいた情報について、金融機関の保険募集制限の対象などに該当するかどうかの確認作業に利用させていただくほか、保険募集業務に利用させていただくことがあります。
- 金融機関が本商品を募集する場合には、他の代理店が募集する場合と付加可能な特約・保険金額などが異なる場合があります。

(※1) 本商品の引受責任は、引受保険会社にあります。

(※2) ご加入後、保障内容についての変更をご希望される場合にも、法令などの制限を受けることがあります。

## 12. 特別勘定について

この商品は、特別勘定による運用を行います。

### 特別勘定による運用について

- この保険の特別勘定に属する資産の種類、運用方針、評価方法などについては、契約概要「特別勘定について」をご確認ください。
- 資産運用に関する事項の詳細については「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。
- 特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転することができます。積立金の移転（スイッチング）を行うときは、ご契約者は当社の所定の取扱いの範囲内で指定してください。積立金の移転（スイッチング）は毎年の契約応当日からその日を含めて1年間あたり24回を限度として、無料で行うことができます。
- 選択できる特別勘定は将来変更されることがあります。
- 積立金の移転（スイッチング）を行う場合、選択する特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が変わることがありますのでご注意ください。

## 13. 特定投資家のみなさまへ

金融商品取引法において、投資家は「特定投資家」と「一般投資家」に区分されます。

### 特定投資家のみなさまへ

- 金融商品取引法第2条第31項第4号に規定する「特定投資家」の方へ
    - ・保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法第34条の2の規定により、「特定投資家」のお客さまは、当社に対して、お客さまを「特定投資家以外のお客さま（以下、「一般投資家」といいます。）」として取り扱うようお申し出いただくことができます。
    - ・お手続き方法や制度の詳細の説明を希望される場合は、お客さまご相談窓口へお申し付けください。
    - ・過去に上記のお手続きをされているお客さまで、「投資家区分移行承諾書」に記載しております「期限日」を経過している場合には、お客さまを「特定投資家」として取扱いさせていただきますのでご了承ください。継続して「一般投資家」としての取扱いを希望される場合には、お客さまご相談窓口へお申し付けください。
- ご連絡先は、注意喚起情報「15. お問い合わせ・ご相談などについて」を確認ください。

- 期限日について  
投資家区分移行の「期限日」については、当社発行の「投資家区分移行承諾書」に記載しておりますが、当社の「承諾日」より1年を経過する日の前日を期限日として設定しております。



ご注意ください

法令等の規定により上記のような「特定投資家」と「一般投資家」の区分を設けておりますが、当社の生命保険契約に関しては「特定投資家」として取り扱う場合と「一般投資家」として取り扱う場合とでお手続き等に相違はなく、「特定投資家」に対しても「一般投資家」と同様の商品説明等をさせていただきます。

## 14. 主な税務の取扱いについて

税務のお取扱いなどについては、2025年9月現在の税制に基づき記載しております。

- お払込みになった保険料の一定額が所得税と住民税の対象となる所得から控除され、税負担が軽減されます。（一般生命保険料控除）  
※本人または配偶者その他の親族を受取人とする場合に適用されます。
- 解約返戻金の額が必要経費（払込保険料合計額）を上回り、差益が発生した場合は、所得税（一時所得）と住民税の対象となります。
- 受け取られた保険金・給付金などは、ご契約者、被保険者、保険金・給付金などの受取人の関係により、相続税、所得税（一時所得）・住民税、贈与税のいずれかが適用されます。ただし、高度障害保険金、就労不能・介護保険金、高度障害給付金、災害高度障害給付金、リビング・ニーズ特約による保険金は、その受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族に該当する場合、非課税となります。



ご注意ください

- ・詳しくはご契約のしおり「生命保険と税金について」をご確認ください。
- ・今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。
- ・個別の税務の取扱いにつきましては、所轄の税務署または税理士などにご確認ください。

## 15. お問い合わせ・ご相談などについて

生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ、ご意見・ご要望は各窓口までご連絡ください。

### 当社窓口

当社の生命保険のお手続きに関する照会は、以下の当社窓口へご連絡ください。

#### ご連絡にあたって

- 契約者ご本人さま（保険金・給付金などのご請求は受取人さま）からお願いします。
- お手元に保険証券をご用意のうえ、保険証券番号、契約者氏名、生年月日、住所、電話番号をお知らせください。

ご用件	お問い合わせ窓口
お手続き、お問い合わせ全般 (保険金・給付金請求は除く)	カスタマーセンター  <b>0120-563-506</b> 平日 9:00 ~ 18:00 土曜 9:00 ~ 17:00 (日・祝日・年末年始を除く)
保険金・給付金などのご請求受付、 お問い合わせ	カスタマーセンター (保険金・給付金請求ダイヤル)  <b>0120-528-170</b> 平日 9:00 ~ 18:00 土曜 9:00 ~ 17:00 (日・祝日・年末年始を除く)
ご意見・ご要望のあるお客さま	お客さまご相談窓口  <b>0120-273-211</b> 平日 9:00 ~ 18:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

- 当社のお手続きに関する事項や、各種情報につきましては、当社公式ウェブサイトをご覧ください。

SOMPOひまわり生命 公式ウェブサイト	<a href="https://www.himawari-life.co.jp/">https://www.himawari-life.co.jp/</a>
-------------------------	---

### 生命保険相談所（生命保険協会）

- 本商品に係る指定紛争解決（ADR）機関は生命保険協会です。
- 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

生命保険協会ホームページ	<a href="https://www.seiho.or.jp/">https://www.seiho.or.jp/</a>
--------------	---

# 個人情報の取扱いについて

以下の方針に基づき、適正な取扱いを行い正確性・機密性の確保に努めております。

## 1. 個人情報の取扱いに関する事項

当社は、本契約に関する個人情報をつぎの目的のために業務上必要な範囲で利用いたします。

- ①各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、本人確認
- ②再保険契約の締結、再保険金の請求
- ③関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供（※1）
- ④当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ⑤その他保険に関連・付随する業務等（※1）

（※1）お客様の属性情報、取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴等の情報を分析して、お客様のニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等を行うことを含みます。

## 2. 第三者への提供および第三者からの取得

当社は、つぎの場合を除き、ご本人の同意なく本契約に関する個人情報（センシティブ情報を含みます）を第三者に提供することはありません。

また、当社は、本契約に関する個人情報（センシティブ情報を含みます）をこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

- ①医療機関などの関係先（医師・面接士・契約確認会社等）に業務上必要な照会を行う場合
- ②再保険契約の締結や再保険金の受領等のために、国内外の再保険会社に必要な個人情報を提供する場合（再保険会社が国内外の別の再保険会社へ情報を提供する場合も含みます。）
- ③法令に基づく場合
- ④当社の業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
- ⑤当社の国内外のグループ会社・提携会社との間で共同利用を行う場合
- ⑥契約内容登録制度、契約内容照会制度（※2）および支払査定時照会制度（※3）に基づき、他の生命保険会社、共済、（一社）生命保険協会との間において共同利用を行う場合  
（※2）ご契約のしおり「契約内容登録制度・契約内容照会制度について」をご確認ください。  
（※3）ご契約のしおり「支払査定時照会制度について」をご確認ください。

## 3. 保険契約等に関する情報の共同利用

当社は前記に掲げる「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、当社の保険契約等に関する所定の情報を共同して利用しております。

## 4. センシティブ情報の取扱い

当社は、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

## 5. 情報の開示等に対する対応

お客様からご自身に関する情報の開示、訂正または利用停止等のご請求があった場合、お客様自身であることを確認させていただいた上で対応させていただきます。また、お客様に関する情報が不正確である場合、お客様が情報を変更された場合は正確なものに変更させていただきます。

## 6. お客様からのお問い合わせ等の窓口

当社の個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社等については当社公式ウェブサイト（※4）をご覧ください。また、個人情報開示請求受付窓口（※5）までお問い合わせください。

（※4）「巻末」をご覧ください。

（※5）電話番号 0120-100-127（土曜日、日曜日、祝日および年末年始を除く）





# お問い合わせ・ご相談などについて

- ①生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ、ご意見・ご要望は各窓口までご連絡ください。
- 契約者ご本人さま（保険金・給付金などのご請求は受取人さま）からお願いします。
  - 保険証券番号、契約者氏名、生年月日、住所、電話番号をお知らせください。
  - お手続きには保険証券は欠かせないものです。保険証券は大切に保管してください。
  - 各お問い合わせ窓口の営業日・受付時間につきましては、当社公式ウェブサイトをご覧ください。

## ■お問い合わせ窓口

お手続き、お問い合わせ全般（保険金・給付金請求は除く）

<お手続き例>

- |                 |                                    |
|-----------------|------------------------------------|
| ① 転居、町名変更、通信先変更 | ⑤ ご契約内容の変更、解約                      |
| ② 名義変更、受取人変更、改姓 | ⑥ ご契約内容のお問い合わせ                     |
| ③ 保険証券紛失        | ⑦ 特別勘定への保険料の繰入割合の変更・積立金の移転（スイッチング） |
| ④ 保険料振替口座の変更    | ⑧ その他お手続き                          |

カスタマーセンター



0120-563-506

平日9:00~18:00 土曜9:00~17:00  
(日・祝日・年末年始を除く)

## ■お問い合わせ窓口

保険金・給付金請求のお手続きに関するお問い合わせ

カスタマーセンター

(保険金・給付金請求ダイヤル)



0120-528-170

平日9:00~18:00 土曜9:00~17:00  
(日・祝日・年末年始を除く)

## ■ご相談窓口

ご意見・ご要望のあるお客さま

お客さまご相談窓口



0120-273-211

平日9:00~18:00  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

- ②当社のお手続きに関する事項や貸付利率などの諸利率、各種情報につきましては、当社公式ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.himawari-life.co.jp/>

# Webサービスでの各種お手続きについて

MYひまわり（Webサービス）では、24時間365日いつでも以下の各種お手続きができます。（システムメンテナンスによりサービスを一時休止する場合があります。）

- 契約内容の確認・住所や電話番号の変更・保険料振替口座の登録変更・クレジットカードの登録変更・保険料控除証明書の再発行・名義変更・特別勘定の繰入割合変更・積立金の移転（スイッチング）等（一部、お取り扱いできない場合があります）

## 【新規登録の方はこちら】

<https://mylinkx.himawari-life.co.jp/mylinkx/registration/0010>

※法人の契約者さまは当社公式ウェブサイトからご登録ください。



## 【登録済みの方はこちら】

<https://mylinkx.himawari-life.co.jp/mylinkx/>



# SOMPOひまわり生命保険株式会社

〒100-8963 東京都千代田区霞が関三丁目7番3号 損保ジャパン霞が関ビル

<公式ウェブサイト> <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPグループの一員です。

お問い合わせ先